平成２８年（フ）第７０号
広島市安佐南区川内３丁目20番20号
破産者　佐々木幸尚
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８号
愛媛県宇和島市保田甲1972番地４
破産者　芝　みどり
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第４０９号
熊本市中央区八王寺町46番１―102号　ハイム24
破産者　東　　孝二
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２３号
大分市大字光吉915番地の１（コーポラスＭ102）、開始決定時の住所大分市王子北町３番37―808号（グリーンヒル王子ツインタワー）
破産者　植村　哲幸
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２８年（フ）第５号
沖縄県国頭郡宜野座村字松田2793番地の５
破産者　宮城　　稔
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２７年（フ）第３５号
北海道室蘭市高砂町５丁目１番14号、開始決定時の住所北海道室蘭市高砂町４丁目28番15号
破産者　大場壽美子
1　決定年月日　平成28年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
北海道旭川市忠和５条１丁目６番11号　コーポ純　202
破産者　曽根　一治
1　決定年月日　平成28年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８８号
北海道上川郡美瑛町西町１―３―17　森の旅亭びえい　社宅、住民票上の住所北海道札幌市白石区川下１条８丁目１番１―410号
破産者　村上　秀樹
1　決定年月日　平成28年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６４号
宮城県角田市横倉字柿手51番地
破産者　高橋　　均
1　決定年月日　平成28年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第１号
宮城県白石市緑が丘16番７号
破産者　佐藤　　梓
1　決定年月日　平成28年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第７５号
長野県小諸市大字山浦761番地
破産者　山浦　武喜
1　決定年月日　平成28年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第３５２号
静岡県沼津市上香貫三貫地1247番地の３
破産者　劔持　博夫
1　決定年月日　平成28年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第７８号
静岡県沼津市高砂町８番地の５　ヴィラメゾンＴＡＫＡＳＡＧＯ205号
破産者　勝又　泰典
1　決定年月日　平成28年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１２８号
静岡県浜松市中区上島５丁目13番35号　柿の木ハイツ102
破産者　北野　明雄
1　決定年月日　平成28年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１９７号
岐阜県岐阜市茜部大野２丁目255番地１　塩谷第２ビル103号室、破産開始決定時の住所静岡県浜松市中区向宿１丁目13番５号マリア21Ａ―203号
破産者　春見　幸枝
1　決定年月日　平成28年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１２９号
札幌市東区北14条東14丁目２番１―401号、開始決定時の住所滋賀県草津市南笠東４丁目８番68―401号　ＣＡＳＡ岡田・（前住所）滋賀県草津市青地町1655番地２
破産者　竹村　　勝
1　決定年月日　平成28年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８０号
京都市山科区四ノ宮鎌手町23番地３
破産者　松田　　晧
1　決定年月日　平成28年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４４号
広島県福山市本庄町中２―２―11―201、住民票上の住所愛媛県今治市八町西１丁目２番43号
破産者　秋山　克巳
1　決定年月日　平成28年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第２６号
福岡県直方市大字山部442番地１　さわやか直方館、前住所北九州市八幡西区別所町５番５号
破産者　百々　征夫
1　決定年月日　平成28年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部